

## あいち無料公衆無線 LAN 推進協議会会則の一部改正について

### 1 内容

県の組織再編に伴い、あいち無料公衆無線 LAN 推進協議会会則について所要の改正を行う。

### 2 施行日

平成31年4月1日

### 3 新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>（役員） 第4条 協議会に次の役員を置く。 （1）～（2）略 2 会長は、<u>愛知県総務局総務部長</u>をもって充てる。 3 略</p> <p>（事務局） 第10条 協議会の事務局は、<u>愛知県総務局総務部情報政策課</u>に置く。</p> <p>附 則 この会則は、平成27年7月1日から施行する。 附 則 <u>この会則は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（役員） 第4条 協議会に次の役員を置く。 （1）～（2）略 2 会長は、<u>愛知県振興部長</u>をもって充てる。 3 略</p> <p>（事務局） 第10条 協議会の事務局は、<u>愛知県振興部情報企画課</u>に置く。</p> <p>附 則 この会則は、平成27年7月1日から施行する。</p>